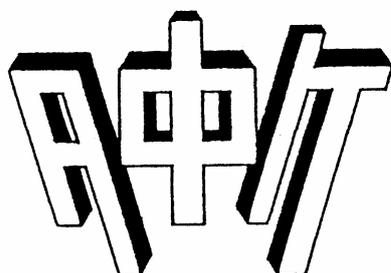


令和6年度

武里中学校

P T A 定期総会
部活動育成会総会



日時 令和6年5月10日(金)

議 事

P T A

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 令和 5 年度事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和 5 年度決算報告・特別会計報告
令和 5 年度会計監査報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 6 年運営委員(案) |
| 第 4 号議案 | 令和 6 年度事業計画(案) |
| 第 5 号議案 | 令和 6 年度予算(案) |

部活動育成会

- | | |
|---------|------------------------------|
| 第 1 号議案 | 令和 5 年度事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和 5 年度決算報告
令和 5 年度会計監査報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 6 年度事業計画(案) |

令和5年度 PTA事業報告

春日部市PTA連合会 関係諸団体 各委員会	
休会	

月	日	武里四校関係
6	13	武里四校連絡会(武里中)
7	12	武里四校地区懇談会(武里地区公民館:武里市民センター)
10	12	武里四校連絡会(武里小)
12	5	武里四校連絡会(備後小)
2	14	武里四校連絡会(正善小)

月	日	運営委員会
5	17	PTA総会(書面)
5	17	第1回運営委員会 運営委員会だより 第1号 発行
5	27	体育祭 駐輪場案内
6	14	PTA高等学校見学会
9	7	第1回学校保健委員会 出席
10	25	合唱祭 受付
1	25	給食試食会
2	1	第2回学校保健委員会 出席
2	14	運営委員会だより 第2号 発行

○本部会

○卒業・進級祝い配布(蛍光ペン)

令和5年度 P T A 決算書

<収入の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
会 費	1,488,000	1,498,750	10,750	3,000円×会員数(家庭数462+教職員34)
繰 越 金	388,834	388,834	0	前年度繰越金
利 息	0	3	3	元加利息
雑 収 入	0	0	0	
合 計	1,876,834	1,887,587	10,753	

<支出の部>

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要	
運 営 費	旅 費	20,000	3,220	16,780	対外関係交通費等
	事 務 費	150,000	84,620	65,380	事務用品 印刷機リース プリンターインク 用紙代等
	通 信 費	150,000	111,430	38,570	メール配信利用料 LEBER利用料
	会 議 費	100,000	27,973	72,027	総会 部会 餞別の品等
	小 計	420,000	227,243	192,757	
事 業 費	教育奨励費	700,000	700,000	0	環境整備費 学校行事の補助等
	育成会補助費	0	0	0	部活動育成会補助
	活動費	150,000	356,094	▲ 206,094	PTA事業 蛍光ペン
	特別事業費	340,000	255,886	84,114	卒業証書ホルダー 紅白大福 進級祝い
	小 計	1,190,000	1,311,980	▲ 121,980	
負 担 金	0	0	0	市P連負担金	
渉 外 費	20,000	0	20,000		
慶 弔 費	200,000	33,000	167,000	会員慶弔費 餞別金	
予 備 費	46,834	0	46,834		
合 計	1,876,834	1,572,223	304,611		

<収支の部>

項 目	金 額	備 考
総 収 入 額	1,887,587	
総 支 出 額	1,572,223	
差 引 残 額	315,364	次年度へ繰り越し

上記のとおり報告いたします。

令和6年4月12日

武里中学校PTA会長

中村 園代

武里中学校PTA会計

堀内 久美子

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和6年4月12日

武里中学校PTA監査

中山 明子

武里中学校PTA監査

高野 陽子

令和5年度 P T A 特別会計報告

<収入の部>

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
繰 越 金	306,381	前年度繰越金
	80,000	制服リサイクル 売上
利 息	2	
合 計	386,383	

<支出の部>

項 目	決 算 額	備 考
学 校 協 力	0	
P T A 備 品	0	
合 計	0	

<収支の部>

項 目	金 額	備 考
総 収 入 額	386,383	
総 支 出 額	0	
差 引 残 額	386,383	次年度へ繰り越し

<積立金>

項 目	金 額	備 考
繰 越 金	0	前年度繰越金
利 息	0	定期預金利息
本年度積立金	0	
合 計	0	

上記のとおり報告いたします。

令和6年4月12日 武里中学校PTA会長 中村 園代
武里中学校PTA会計 堀内 久美子

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和6年4月12日 武里中学校PTA監査 中山 明子
武里中学校PTA監査 高野 陽子

令和6年度 P T A事業計画（案）

- 総会
- 運営委員会
- 運営委員会だより発行
- 学校行事への協力
- 武里四校連絡会
- 近隣校行事参加
- 高校見学会
- 給食試食会
- 卒業準備
- 役員選出
- メール配信
- P T A関係諸団体の事業協力

令和6年度 P T A 予算書 (案)

<収入の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	摘 要
会 費	1,401,000	3,000円×会員数(家庭数433+教職員34)
繰 越 金	315,364	
合 計	1,716,364	

<支出の部>

項 目	予 算 額	摘 要	
運 営 費	旅 費	20,000	対外関係交通費等
	事 務 費	120,000	事務用品代・印刷機リース代等
	通 信 費	130,000	メール配信利用料・LEBER利用料
	会 議 費	50,000	総会・部会・餞別の品等
	小 計	320,000	
事 業 費	教育奨励費	650,000	環境整備費・体育祭補助・学校行事の補助等
	活 動 費	150,000	高校見学会バス代・活動費
	特別事業費	340,000	卒業式時の祝い品・卒業証書フォルダー代
	小 計	1,140,000	
渉 外 費	20,000	市P連・関係諸団体等との活動費等	
慶 弔 費	200,000	会員慶弔費・餞別金	
予 備 費	36,364	各項目補助	
合 計	1,716,364		

上記のとおり提案いたします。

令和6年5月10日

武里中学校PTA会長 内田 美喜子

春日部市立武里中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 本会は武里中学校PTAと称する。

第2章 目 的

第2条 本会は武里中学校の教育振興に寄与することを目的とする。

第3章 組 織

第3条 本会は生徒の保護者（以下 会員）および学校教職員で組織する。なお、事務局を武里中学校に置く。

所在地住所 〒344-0034 埼玉県春日部市薄谷3番地

第4章 方針および事業

第4条 本会の活動は、だれでも平等に、また多くの会員が参加できるよう配慮され、会員の創意や意見を生かすように努める。

第5条 本会は特定の政党や宗教に属さず、営利を目的とするような活動を行わない。

第6条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡により、生徒の健全な育成をはかる。
- (2) 会員相互の親睦をはかり、共に学び育てあう活動を行う。
- (3) 生徒の教育・福祉のために、活動する他の団体および機関と協力する。
- (4) 生徒の校外生活指導に協力し、教育環境の浄化につとめる。
- (5) P T Aの広報活動を行う。
- (6) 教育施設の充実と整備に協力する。
- (7) その他本会の目的達成に必要な活動を行う。

第5章 会 計

第7条 本会の経費は、会員の会費および他の収入をもってあてる。

第8条 本会の会費は、一家庭あたり年3,000円（月額250円）とし、5月に一括して口座より引き落とされる。ただし、転入者は転入した月から会費を徴収し、転出者の納入した会費は転出する月の翌月以降の分を返金する。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

第6章 役 員

第10条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名（保護者1名） 副会長 若干名（保護者若干名）
会 計 若干名（保護者若干名） 幹 事 若干名（保護者若干名、教職員1名）

- (2) この会に顧問をおくことができる。

顧問は会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。顧問の任期は1年とする。

第11条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第7章 役員を選出

- 第12条 本会の役員を選出は、次の通りとする。
- (1) 会長、副会長、会計、幹事は、会員および運営委員会で推薦する。選出は選考委員会で行い、PTA総会に報告し承認を得る。ただし、選考委員会は運営委員の中で構成される。

第8章 役員の任務

- 第13条 本会の役員の任務は次の通りとする。
- (1) 会長は会を代表し、会の実務と運営を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は代理をする。
 - (3) 会計は経理に関する事項を処理する。
 - (4) 幹事は会務を処理し、運営委員会の議事を記録する。
- 第14条 役員は役員会を構成し、次の事項の原案を審議し決定する。
- (1) 事業計画案
 - (2) 予算案
 - (3) その他目的上必要なこと
- 第15条 役員会が必要な都度会長が招集する。

第9章 総 会

- 第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第17条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 第18条 定期総会は、毎年年度初めに開催し、次の事項を審議・決定する。
- (1) 事業報告の承認
 - (2) 決算報告の承認
 - (3) 事業計画案の承認
 - (4) 予算案の承認
 - (5) 役員承認
 - (6) 会則改廃の承認
 - (7) その他の議決事項
- 第19条 総会の定数は、会員の2分の1以上とする。ただし委任状を含む。
- 第20条 総会における採決は、出席者の過半数とする。
- 第21条 臨時総会は、会長及び運営委員会が必要と認めた時開催する。

第10章 運営委員会

- 第22条 本会に運営委員を置く。運営委員は運営委員会を構成する。
- 第23条 運営委員会は、PTA活動を円滑にするために企画や運営調整することを目的として設ける。
- 第24条 運営委員会は、会長、副会長、会計、幹事、および学校職員代表をもって組織し運営する。
- 第25条 運営委員会は次のことを行う。
- (1) 総会に提出する議案を審議決定する。
 - (2) 細則を審議決定する。
 - (3) 次年度の役員候補者を本年度中に推薦する。
 - (4) その他運営についての必要事項を審議・検討する。
- 第26条 運営委員会は、会長が招集し定期的に関くものとする。ただし、3分の1以上の委員の要請があった時は特別に関くことができる。
- 第27条 運営委員会における採決は、出席者の過半数とする。

第 1 1 章 会 計 監 査

第 2 8 条 会計監査は、会長より委嘱された 2 名で行う。なおその年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。任期は 1 年とする。

第 1 2 章 雑 則

第 2 9 条 この会の慶弔規定と旅費支給規定については別に定める。

第 3 0 条 この会則に定めるもののほか、この会則に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 本会則は、

昭和 60 年 5 月 22 日	改正し、同日実施する。
昭和 61 年 5 月 20 日	一部改正
平成 2 年 5 月 18 日	一部改正
平成 3 年 5 月 16 日	第 1 0 条 一部改正
平成 6 年 5 月 20 日	第 8 条 一部改正
平成 8 年 5 月 18 日	第 1 0 条 一部改正
平成 12 年 5 月 12 日	大幅改正
平成 13 年 5 月 18 日	第 8 条 一部改正
平成 16 年 5 月 14 日	第 8 条、第 2 9 条 一部改正
平成 18 年 5 月 19 日	第 1 0 条 一部改正
平成 19 年 5 月 18 日	大幅改正
平成 20 年 5 月 16 日	第 2 9 条 一部改正
平成 21 年 5 月 15 日	第 8 条 一部改正
平成 22 年 5 月 14 日	第 1 0 条 一部改正
平成 23 年 5 月 13 日	第 1 0 条、第 2 9 条 一部改正
令和 3 年 5 月 18 日	大幅改正
令和 4 年 5 月 18 日	第 8 条 一部改正

春日部市立武里中学校 P T A 細則

1. 市 P 連に関する細則

第 1 条 武里中学校 P T A は、春日部市 P T A 連合会（以下市 P 連と略す）に協力する。

附 則 本細則は、

昭和 63 年 5 月 6 日	改正し、同日より施行する。
平成 12 年 5 月 12 日	大幅改正
平成 28 年 5 月 17 日	一部改正
令和 3 年 5 月 18 日	一部改正

武里中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 お祝い金
(1) 教職員の結婚 5,000 円

第 2 条 病気・災害見舞い金
(1) 生徒が病気、事故等で1週間以上入院または3週間以上欠席した場合 5,000 円
(2) 教職員が病気、事故等で1週間以上入院または3週間以上病欠した場合 5,000 円
(3) 会員が火災による被害を受けた場合（ただし、天災は除く） 5,000 円

※会員が該当事故の発生を知った場合、学級委員、学校職員に連絡し、本部にて検討する。

第 3 条 弔慰金
(1) 生徒死亡 5,000 円
(2) 会員死亡（配偶者を含む） 5,000 円
(3) 教職員の実父母または同居の義父母 5,000 円
※生徒死亡の場合 供花1基

第 4 条 餞別
(1) 教職員の転任・退職 ・2年未満 3,000 円
・2年以上 5,000 円

附 則 1 その他特別な場合は役員会で審議・決定し、後日運営委員会に報告する。
2 この規定の改正は運営委員会にて審議・決定する。
3 この規定は、平成11年4月1日から実施する。
平成13年5月18日 改定し同日実施する。
平成19年5月18日 改正し、同日より施行する。

武里中学校 P T A 旅費支給規定

第 1 条 本会よりの旅費は、学区外において、本会ならびに関係諸団体の事業・事務連絡等に
従事した場合に支給する。

第 2 条 旅費の支給額は、電車・バス等の実費とする。

附 則 この規定は、平成元年7月5日から実施する。
平成19年5月18日 改正し、同日より施行する。

令和 6 年度 部活動育成会総会

第 1 号議案

令和 5 年度 部活動育成会事業報告

月	日	内 容
5	17	総会
5	17	第 1 回部活動育成会委員会
6	13	部活動育成会だより第 1 号 発行
7	12	第 2 回部活動育成会委員会
5/27・7/21~7/28 10/2~10/6		バザー提供品回収
10	27	バザー提供品 値付け
10	28	『武里中バザー』開催
2	1	第 3 回部活動育成会委員会（書面）
2	14	部活動育成会だより第 2 号 発行
4	30	各部保護者会及び育成会委員選出

令和5年度 運動部活動報告

部活動名	主 な 活 動 内 容
バドミントン	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度学校総合体育大会葛南地区合同予選会 団体優勝(県大会出場) シングルス 優勝、準優勝、第3位、第4位(すべて県大会出場) ダブルス 優勝、準優勝、第3位、第4位(県大会出場) 令和5年度埼玉県学校総合体育大会 団体 第2位(関東大会出場) ダブルス 第3位(関東大会出場) 第54回関東中学校バドミントン大会 団体 第3位(全国大会出場) ダブルス 第3位(関東大会出場) 会長杯争奪中学生バドミントン大会 2年シングルス 総合1位 1年シングルス 総合1位 令和5年度新人体育大会葛南地区合同予選会 団体 優勝(県大会出場) シングルス 優勝、準優勝、第3位、第4位(すべて県大会出場) ダブルス 優勝、準優勝、第3位、第5位(県大会出場) 令和5年度 新人体育大会埼玉県大会 団体 準優勝 ダブルス 第3位
	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度学校総合体育大会葛南地区合同予選会 団体 優勝(県大会出場) シングルス 優勝、準優勝、第3位、第4位、(すべて県大会出場) ダブルス 優勝、準優勝、第3位、第4位、第5位(すべて県大会出場) 令和5年度埼玉県学校総合体育大会 団体 準優勝(関東大会出場) 第54回関東中学校バドミントン大会 団体 準優勝(全国大会出場) 会長杯争奪中学生バドミントン大会 1年シングルス 総合優勝 令和5年度新人体育大会葛南地区合同予選会 団体 優勝(県大会出場) シングルス 優勝、準優勝、第3位、第4位(すべて県大会出場) ダブルス 優勝、準優勝、第3位(県大会出場) 令和4年度 新人体育大会埼玉県大会 団体 準優勝
卓球	<ul style="list-style-type: none"> 学校総合体育大会 春日部市内予選会 団体戦予選敗退 個人戦シングルス 第1位(県大会出場) 新人体育大会 春日部市内予選会 団体戦予選敗退 個人戦シングルス 第1位(県大会出場)
	<ul style="list-style-type: none"> 学校総合体育大会春日部市内予選会 団体戦優勝(県大会出場) 個人戦シングルス第1位・第2位 ダブルス第2位(県大会出場) 新人体育大会春日部市内予選会 団体戦 第3位(県大会出場) 個人戦シングルス第2位 ダブルス第3位(県大会出場)
サッカー	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 高円宮杯全日本ユース(U-15) サッカー春日部地区大会準優勝 令和5年度 高円宮杯全日本ユース(U-15) 東部リーグ参入戦(東部大会出場獲得)
野球	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣杯 第3位 新人体育大会シード権獲得 文教カップ 第6位
バレーボール	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 第21回埼玉県協会長杯【県大会】 ベスト16 令和5年度 学校総合体育大会埼玉葛北地区合同予選会 第3位(県大会出場) 令和5年度 学校総合体育大会兼全国・関東大会予選会【県大会】 ベスト16 令和5年度 新人戦埼玉葛北地区合同予選会 第4位(県大会出場) 令和5年度 新人体育大会兼第36回県民総合スポーツ大会【県大会】 ベスト8 令和5年度 埼玉県4人制ビーチバレーボール講習兼春季大会 第3位 令和5年度 昌平高校杯 決勝リーグ進出 令和5年度 春日部工業高校杯 第3位 令和5年度 第24回越谷カップ 第2位 令和5年度 春季東部地区中学校バレーボール大会(県大会進出) 等
	<ul style="list-style-type: none"> 学校総合体育大会 春日部市内予選会 予選敗退 新人体育大会 春日部市内予選会 予選敗退 協会長杯東部予選会 予選敗退
陸上競技	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 通信陸上県大会出場 男子1500m 男子砲丸投げ 令和5年度 学校総合体育大会県大会出場 1年男子100m 男子砲丸投げ 令和5年度 新人体育大会県大会出場 1年男子100m
	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年 通信陸上市内大会 女子4×100mR 第6位 3年女子100m第4位 100H 第3位 令和5年 学校総合体育大会市内大会 女子100m 第5位 女子100mH 第3位 令和5年 新人体育大会市内大会 女子100H 第5位 女子200m 第8位
ソフトボール	<ul style="list-style-type: none"> 学校総合体育大会 埼玉葛南部予選会 予選敗退 春日部市民体育祭 第1位 新人体育大会 埼玉葛南北予選会 第3位
バスケットボール	<ul style="list-style-type: none"> 学校総合体育大会 春日部市内予選会 2回戦敗退 新人体育大会 春日部市内予選会 2回戦敗退
	<ul style="list-style-type: none"> 学校総合体育大会 春日部市内予選会 予選敗退 新人体育大会 春日部市内予選会 予選敗退

ソフトテニス	男子	学校総合体育大会 春日部市内予選会 個人戦 第3位 (県大会出場) 団体戦 第1位 (県大会出場) 令和5年度春日部市民体育祭 中学生ソフトテニス大会 低学年の部 第3位・高学年の部 第3位 新人体育大会 春日部市内予選会 個人戦 第2位 (県大会出場) 郡市対抗学年別中学生ソフトテニス大会 春日部市予選会 第1位・第2位・第3位 (県大会出場)
	女子	学校総合体育大会 春日部市内予選会個人戦 第4位 (県大会出場) 春日部市市民体育祭ソフトテニス大会個人戦 高学年の部優勝 新人体育大会 春日部市内予選会個人戦 優勝 (県大会出場) 団体戦3位 郡市対抗学年別中学生ソフトテニス大会春日部市予選会 1年生の部3位(県大会出場) 2年生の部2位 (県大会出場)
水泳	男子	学校総合体育大会【春日部市予選会】 男子400m個人メドレー 第2位 男子400m自由形 第3位
	女子	新人体育大会【春日部市予選会】 女子100mバタフライ 第3位 女子50mバタフライ 第2位

令和5年度 文化部活動報告

	主 な 活 動 内 容
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県合唱祭 (6月) ・ 埼玉県警察少年非行防止ボランティア大会 (7月) ・ 第90回NHK全国学校音楽コンクール埼玉県コンクール入賞 ・ 第66回埼玉県合唱コンクール金賞、教育長賞 ・ 第78回関東合唱コンクール金賞 ・ 定期演奏会 (3月)
美術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同作品(各行事スローガン・入退場門等) ・ 個人制作 (絵画、イラスト、立体作品等) ・ 全国教育美術展 特選1名 ・ 春日部市防火ポスター 協会長賞1名 ・ 「埼玉建設産業」ポスター絵画コンクール 金賞1名 ・ 防犯ポスター 優秀賞1名 ・ 埼玉県歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 入賞1名 ・ 身体障害者福祉のための児童生徒美術展 特選1名・入選8名
書道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽スポーツ (卓球、フリスビー、バドミントン等、縄跳び)
科学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県科学振興教育展覧会春日部班展出展金賞受賞 (9月) ・ 文化部発表会 (9月) ・ 三送会発表 (3月) ・ 部活動紹介準備 (3月)
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理実習 ・ 手芸 ・ 文化部発表会(7~9月)

第2号議案

令和5年度 春日部市立武里中学校 部活動育成会 決算報告書

1 収入の部 (単位：円)

	項目	収入額	備考
1	春日部市活動補助費	¥ 50,000	課外活動費
2	部活動育成会費	¥ 836,250	464家庭分(1家庭転入生分で1050円徴収)
3	バザー売上金	¥ 128,500	
4			
5			
6			
7			
8			
	収入合計	¥ 1,014,750	

2 支出の部 (単位：円)

	項目	支出額	備考
1	全国大会奨励費	¥ 260,000	バドミントン部
2	関東大会奨励費	¥ 100,000	バドミントン部
3	関東大会奨励費	¥ 100,000	音楽部
4	中体連負担金	¥ 34,900	100円×349名分
5	各部補助金	¥ 459,000	18部活
6	砂代	¥ 40,953	
7	石灰代	¥ 19,897	
	支出合計	¥ 1,014,750	

3 残高の部 (単位：円)

収支差額	—	
------	---	--

上記の通り報告いたします。

令和6年3月31日

武里中学校部活動育成会会長

中村 園代



武里中学校部活動育成会会計

清水 美宏



監査の結果相違ないことを認めます。

令和6年3月31日

武里中学校部活動育成会会計監査

中山 明子



武里中学校部活動育成会会計監査

高野 陽子



令和6年度 部活動育成会役員

※部活動育成会役員は、武里中学校部活動育成会会則第7条(1)により、武里中学校PTA役員をもってあてる。

第3号議案

令和6年度 部活動育成会事業計画（案）

- 総会
- 役員会
- 委員会
- 部活動育成会だより発行
- 武里中バザー
- 各部保護者会および部活動見学

令和6年度 部活動育成会見込み収入額

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
繰 越 金	0	
会 費	779,400	1,800×家庭数 433
市 補 助 金	50,000	
合 計	829,400	

令和6年度 運動部・文化部 活動計画

◎中学校体育連盟主催の大会等で参加を予定しています。なお、諸事情により計画が変更になることがあります。

部 活 動 名		活 動 内 容
バドミントン	男女	<ul style="list-style-type: none"> ・学校総合体育大会地区大会（6月）・学校総合体育大会県大会（7月） ・関東・全国中学校バドミントン大会（8月） ・新人体育大会兼県民総合体育大会地区大会、年齢別シングルス大会（9月） ・新人体育大会兼県民大会県大会（10月） ・会長杯ダブルス大会（1月）・会長杯シングルス大会（3月）など
卓球	男女	<ul style="list-style-type: none"> ・学校総合体育大会（6月）・東部地区卓球大会 ・新人体育大会兼県民総合体育大会（9月） ・春日部市民体育祭卓球大会 ・春日部市会長杯卓球大会 団体戦（2月） ・春日部チームサーキットなど
サッカー		<ul style="list-style-type: none"> ・高円宮杯U15東部リーグ（4～7月） ・学校総合体育大会（6月） ・埼玉県U15フットサルリーグ（6月～1月） ・高円宮杯U15東部大会（8月） ・新人体育大会（9月） ・全日本U15フットサル選手権大会埼玉県大会（10月） ・U13春日部市内リーグ（10月～）
野 球		<ul style="list-style-type: none"> ・春季大会（新人戦シード決め）（5月） ・学校総合体育大会（6月） ・東部フレンドリー大会（8月） ・新人体育大会兼県民総合体育大会（9月） ・クラブ選手権（令和7年4月） ・文教カップ、プラザスポーツ杯などその他ローカル大会（通年）
バレーボール	男子	<ul style="list-style-type: none"> ・協会長杯争奪中学生バレーボール大会（4月・3月） ・学校総合体育大会（6月） ・新人兼県民総合スポーツ大会（9月） ・東部地区1年生大会 など
	女子	<ul style="list-style-type: none"> ・協会長杯争奪中学校バレーボール大会（3月） ・学校総合体育大会（6月） ・新人体育大会兼県民総合体育大会（9月）
陸 上	男女	<ul style="list-style-type: none"> ・通信陸上大会 春日部市予選会（5月） ・中学生通信陸上競技埼玉県大会（6月） ・中学校総合体育大会陸上大会 春日部市予選会（6月） ・中学校総合体育大会陸上大会 埼玉県大会（7月） ・埼玉県中学校新人体育大会 春日部市大会（9月） ・埼玉県中学校新人体育大会 埼玉県大会（9月）
ソフトボール		<ul style="list-style-type: none"> ・学校総合体育大会（6月） ・春日部市民体育祭（8月） ・新人体育大会兼県民総合体育大会（9月）
バスケットボール	男子	<ul style="list-style-type: none"> ・学校総合体育大会（6月） ・新人体育大会兼県民総合体育大会（9月）
	女子	<ul style="list-style-type: none"> ・学校総合体育大会（6月） ・新人体育大会兼県民総合体育大会（9月）
ソフトテニス	男子	<ul style="list-style-type: none"> ・県南大会（4月）・学校総合体育大会（6月） ・県東大会（8月）・春日部市民体育祭（9月） ・新人体育大会（9月）・学年別市内大会（12月） ・郡市対抗学年別大会（3月）
	女子	<ul style="list-style-type: none"> ・県南大会（4月）・学校総合体育大会（6月） ・県東大会（8月）・春日部市民体育祭（9月） ・新人体育大会（9月）・学年別市内大会（12月） ・郡市対抗学年別大会（3月）

部 活 動 名	活 動 内 容
音楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県合唱祭（6月） ・NHK全国学校音楽コンクール予選、本選（8月） ・埼玉県合唱コンクール（8月） ・関東合唱コンクール（9月） ・文化部発表会（9月） ・TBSこども音楽コンクール（10月） ・埼玉ヴォーカルアンサンブルコンテスト（1月） ・関東ヴォーカルアンサンブルコンテスト（3月） ・声楽アンサンブルコンテスト全国大会（3月） ・定期演奏会（3月）
美術	<ul style="list-style-type: none"> ・共同制作（体育祭などのスローガン制作等）・個人制作 ・部誌制作 ・埼玉県防犯ポスター（6月）・身体障害者福祉のための美術展（7月） ・文化部発表会に向けての自由作品制作（9月） ※任意で他の美術展・コンクール等にも出品
軽スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ（卓球、フリスビー、バドミントン等）
科学	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県科学振興教育展覧会に向けての研究（9月） ・文化部発表会の実験準備（9月） ・三送会用の実験準備（3月）
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習 ・手芸 ・文化部発表会(7～9月)

武里中学校部活動育成会会則

- 第 1 条 (名称)** この会は武里中学校部活動育成会と称し、事務所を武里中学校内に置く。
所在地住所 〒344-0034 埼玉県春日部市薄谷 3 番地
- 第 2 条 (組織)** この会は生徒会並びに武里中学校 P T A で組織する。尚、この会は運動部、文化部、同好会をもって構成する。
- 第 3 条 (目的)** この会は、市及び P T A の援助を受け、武里中学校の部活動に協力する。生徒が部活動を通し、「よさ」や「とりえ」を伸ばし、集団生活の中で望ましい人間形成ができるよう支援することを目的とする。
- 第 4 条 (活動)** この会は、目的達成のために学校と協議して、次の活動を行う。
(1) 運営計画の立案
(2) 人材バンクの整備と各部指導者の委託
(3) 選手派遣費等各補助金の交付
(4) その他、前条目的達成のために必要と認められる事項
- 第 5 条 (役員・委員)** この会は、次の役員、委員を置く。
(1) ・会 長 1 名 (保護者 1 名) ・副会長 若干名 (保護者若干名)
・会 計 若干名 (保護者若干名、教職員 1 名)
・幹 事 若干名 (保護者若干名、教職員 1 名)
・部代表委員 各部保護者 1 名
(2) この会に顧問をおくことができる。
顧問は会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。
顧問の任期は一年とする。
- 第 6 条 (任務)** この会の役員・委員の任務は次のように定める。
(1) 会長は、この会を統轄し、その代表となる。
(2) 副会長は、会長を助け、会長不在の時は会を代表する。
(3) 会計は、経理収支の事務を行う。
(4) 幹事は、庶務全般の事務を行う。
(5) 部代表委員は、会長が必要とする業務を行う。
- 第 7 条 (役員・委員選出)** 役員・委員の選出は、次の方法による。
(1) 本会の役員は、武里中学校 P T A 役員をもってあてる。
(2) 本会の委員は、各部より 1 名選出する。

- 第 8 条 (任期)** 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠の任期は前任期間とする。
- 第 9 条 (会議)** この会議は、総会、役員会、委員会とする。
(1) 総会は年1回開き、予算、決算、活動計画などを審議する。
このほか、必要により臨時に行うことができる。
(2) 役員会、委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 第 10 条 (会費)** 本会の会費は、一家庭あたり年1,800円(月額150円)とし、5月に一括して口座より引き落とされる。ただし、転入者は転入した月から会費を徴収し、転出者の納入した会費は転出する月の翌月以降の分を返金する。
- 第 11 条 (経費)** この会の経費は、会費及びPTA特別会計からの拠出金、寄付金、春日部市活動補助金をもってこれにあてる。
- 第 12 条 (奨励金)** 各部活動について、次の大会への出場部活に対し奨励金を拠出する。
- | | | |
|------|-----------|----------|
| 関東大会 | 団体(7名以上) | 100,000円 |
| | 個人(1人につき) | 15,000円 |
| 全国大会 | 団体(7名以上) | 200,000円 |
| | 個人(1人につき) | 30,000円 |
- ただし、年度中の会費の範囲で変動する。
- 第 13 条 (会計年度)** この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第 14 条 (会計監査)** 会計監査は、会長より委嘱された2名で行う。尚、その年度の会計を監査し総会で報告する。任期は1年とする。
- 第 15 条 (会則改正)** この会則の改正は、武里中学校PTA会則に準じて行う。
- 附 則** 本会則は、平成10年5月8日より施行する。
平成12年5月12日改正し、同日より施行する。
平成13年5月18日改正し、同日より施行する。
平成18年5月19日改正し、同日より施行する。
平成19年5月18日改正し、同日より施行する。
平成22年5月14日改正し、同日より施行する。
平成23年5月13日改正し、同日より施行する。
平成28年5月17日改正し、同日より施行する。
令和3年5月18日改正し、同日より施行する。

春日部市市民活動総合補償制度概要

1 対象となる活動と補償内容

(1) P T Aが行う公益活動等の活動及びこれらのための準備活動

①傷害補償

P T Aが主催または共催する行事の活動中の事故等による怪我等（自宅と会場との往復途上も含む）

例：総会、役員会、学校奉仕活動、研修会、講演会、市P連関係会議等（総会、役員会、研修会等）

②賠償責任補償

P T Aが主催または共催する行事の活動中に第三者に与えた損害（身体・財物・保管物）

（参加する際の自宅と会場との往復途上は除く）

例：総会等の年間計画に基づき実施される行事に伴う対人、対物の損害賠償及び、第三者から借用したスポーツ用具等の保管物の損壊・紛失等による損害賠償

③疾病補償

P T Aが主催または共催する行事の活動中に急性心疾患や急性脳疾患で死亡した場合に適用されます。

※市民活動総合補償制度は、P T A活動に特化した制度ではありません。事故の態様によっては対象にならないこともありますので、事故が発生したときは市民参加推進課にお問い合わせください。

(2)対象者

①P T A会員（教員含む）及び各学校の児童・生徒

②P T A会員の同居親族（児童・生徒の兄弟姉妹、祖父母）

※①と②は、(1)の活動を行う者であり、来場者や同伴者は除く。

③P T Aの年間行事計画に入っている行事（総会等により決定されたもの）の※関係者（講師・指導者・協力者等）※交通費以外に活動に対する謝礼等が支払われている場合は対象外。

(3)補償内容

【傷害補償】

区分	傷害事故	熱中症、日射病、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
死亡補償	500万	300万
後遺障害補償	15万～500万	9万～300万
入院補償	1日 3,000円（事故の日から180日を限度）	
手術補償	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍、20倍又は40倍の額（事故の日から180日以内の手術）	
通院補償	1日 2,000円（事故の日から180日までの間で90日を限度）	

【賠償責任補償】

区分	補償限度額	免責金額
身体賠償	1人つき5,000万円 1事故につき2億円	1事故につき1,000円
財物賠償	1事故につき500万円	1事故につき1,000円
保管物賠償	1事故につき300万円	1事故につき5,000円

【疾病補償】 1人につき50万円（活動中に急性心疾患や急性脳疾患で死亡した場合）

2 期 間 5月18日から翌年5月17日までの間

3 補償金請求

・事故が発生したら、速やかにP T A役員又は市民参加推進課に連絡をし、所定の手続きを行ってください。

※傷害事故等で医療機関にかかる場合、初診時には接骨院や整骨院ではなく、整形外科などで医師による診察を受けるようにして下さい。（その後の通院で接骨院や整骨院に通うことは構いません。）

4 問い合わせ先

・市民参加推進課 TEL：736-1111 内線2634または2635

5 その他

「こどもかけこみ110番の家」の保険は、市P T A連合会で一括し「こどもかけこみ110番の家見舞金制度」に加入しています。

